


提出 順番	No. 9	令和 6 年 8 月 30 日 午前・ 午後 / 時 25 分受領
----------	----------	---

令和 6 年 8 月 30 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 中橋 友子 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 地方分権の流れに逆行する地方自治法改正について	<p>本年 6 月 19 日に地方自治法の一部改正が成立しました。この法律は情報システムと、いわゆる補充的指示権などを規定する「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設するなど、これまでの地方自治法に大きな変更を加えるものです。具体的内容は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国に地方自治体への指示権を与え、地方自治体に指示を出し、義務を果たせるようにするものです。大規模災害や感染症のまん延などを例示していますが、「その他」また「その及ぼす被害の程度においてこれらに類する」などと重大な事態の範囲は極めて曖昧であり、更に「発生の恐れがある」などの判断はすべて政府にゆだねられ、国会にもかけられず恣意的運用が可能となるものです。すでに全国知事会や道内の首長からも懸念の声が挙げられています。</p> <p>また、新たに「指定地域共同活動団体」制度が設けられ、市町村長は基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにならなければならないとし、地域共同活動団体は市町村長が指定することとされています。</p> <p>この地域共同活動団体には、自治会や町内会とその連合</p>

<p>2 少子化対策の強化について</p>	<p>体、特定非営利活動法人などが対象になると想定され、指定されると住民の自治組織に行政サービスを担わせるものであることから慎重な対応が求められます。</p> <p>町の見解を伺います。</p> <p>厚生労働省の令和5年(2023年)人口動態統計月報年計では、2023年の日本の出生数は72万7,277人、合計特殊出生率は1.20で、統計を取り始めてから最低になっています。失われた30年と言われる経済の低迷が生活や雇用の不安を招き、出生率の低下にもつながっています。人口が長期に安定するには合計特殊出生率で2.07人を超えなければなりません。</p> <p>少子化のもう一つの理由は、第1子の出産年齢は30代前半が一番多く(厚生労働省人口動態統計)、人口減少が加速的に進みかねません。</p> <p>したがって、2030年頃までの少子化対策が特に重要と考えます。若者たちが安心して子どもを生み、育てようと考えられる土台になるのは、雇用が安定し賃金の保障や労働時間の短縮でゆとりを持った子育てができること、就労と育児が両立でき、職場復帰ができること、高い教育費の負担が軽減されること、一極集中(東京)が是正されることなどが挙げられます。国の政策が最も重要ですが、幕別町としても可能な政策に取り組まれるよう、以下の点について伺います。</p> <p>(1) 2023年の出生率と推移は。</p> <p>(2) 人口ビジョンの出生率1.55の目標達成の取組は。</p> <p>(3) 少子化を加速化させないために2030年までの取組が重要であるが対策は。</p> <p>(4) 国の少子化対策である「こども誰でも通園制度」は2026年度からすべての自治体で実施とされている。保護、養育を基本とする保育制度とは異なり問題が多いと考えるがどうか。</p>
-----------------------	--

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。